

○小山広域保健衛生組合建設工事入札参加者資格審査会規程

平成23年7月29日

規程第3号

改正 平成28年3月16日規程第1号

令和3年3月8日規程第3号

小山広域保健衛生組合建設工事入札参加者資格審査会規程（平成17年規程第1号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 小山広域保健衛生組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）についての契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項に規定する資格を審査するため、小山広域保健衛生組合建設工事入札参加者資格審査会（以下「資格審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 資格審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 競争入札に参加する建設業者の資格を審査すること。
- (2) 建設業者の選定基準に関すること。

（構成）

第3条 資格審査会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 会長 事務局長
- (2) 副会長 建設政策課長
- (3) 委員 総務課長 施設管理課長

（会長及び副会長）

第4条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（幹事）

第5条 審査会に幹事若干名を置くことができる。

- 2 幹事は、委員の所属する課に属する職員のうちから管理者が任命する。
- 3 幹事は、委員を補佐する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集し、毎年1回定例審査会を開くものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時審査会を開くことができる。

- 2 審査会は、審査員の過半数以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 3 審査会の審議は、公開しない。
- 4 何人も、審査会の審議内容を他に洩らしてはならない。

(資料の提出)

第7条 建設政策課長は、競争入札に参加する建設業者の資格審査に必要な資料を審査会に提出しなければならない。

(結果の報告)

第8条 会長は、審査会の結果を管理者に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 審査会に関する庶務は、建設政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月16日規程第1号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月8日規程第3号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。